五城目第一中学校●●●部親の会会則

参考(例)

　　第１章　総　則

第１条　この会は、五城目第一中学校●●●部親の会と称する。

第２条　この会は、五城目第一中学校●●●部に在籍する部員の保護者及び指導者並びに顧問をもって組織し、事務所を会長宅に置く。

　　第２章　目的及び事業

第３条　この会は、会員相互が親睦を深め協力して五城目第一中学校●●●部部員の健全な心身の育成とその幸福を増進することを目的とする。

第４条　この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　２　五城目第一中学校●●●部の活動及び援助に関すること。

　３　五城目第一中学校●●●部の備品及び機材の援助に関すること。

　４　会員相互の親睦に関すること。

　５　その他、会長が必要と認めた事業。

　　第３章　役　員

第５条　この会には次の役員を置く。

　（１）会長　　１名

　（２）副会長　●名

　（３）事務局　●名

　（４）会計　　●名

　（７）監事　　●名

第６条　役員は総会において選出する。

第７条　役員の任務は次をとおりとする。

　２　会長は、この会を代表し会務を統括する。

　３　副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。

　４　事務局は、事務処理及び会議の進行並びに総会において会務の報告を行う。

　５　会計は、会の会計を処理し、総会において予算の提案と決算の報告を行う。

第８条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

　２　役員に事故あるときは、それぞれの選任方法によってすみやかに補充する。

　３　補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第９条　この会には、顧問を置くことができる。

　２　顧問は、必要に応じて会長が委嘱するものとする。

　　第４章　機　関

第１０条　この会には、次の機関を置く。

　２　総会

　３　役員会

第１１条　総会は、通常総会及び会長が必要と認めた臨時総会とする。

　２　総会は、会員の過半数をもって成立する。

　３　総会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第１２条　役員会は、必要に応じて随時開催する。

　　第５章　会　計

第１３条　この会の経費は、会費及び補助金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

　２　会費は、部員１名当たり月額●，●●●円とする。

　３　指導者及び顧問からは部費を徴収しない。

　４　この会の会計は、翌年に継続する。

　　第６章　書　類

第１４条　この会に備え付ける書類は次のとおりとする。

　（１）会員名簿

　（２）役員名簿

　（３）会則つづり

　（４）会務報告書

　（５）会計簿

　（６）備品台帳

　　附　則

　この会則は、令和●年●月●日から施行する。